

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十一月二十七日奈良県指令郡土第四二一四号

令和三年二月五日奈良県指令郡土第四二一四一一号

令和三年四月十四日奈良県指令郡土第四二一四一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月十四日郡土第六二九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年五月十四日郡土第二〇九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市前栽町六八番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町五丁目三番一四号 不動産ビル一階

株式会社日本ハウスホールディングス奈良支店 支店長 中井康晴

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市前栽町六八番三の一部

下水道 天理市前栽町六八番三の一部